

第 1 回 こども教育部会（R 元. 6. 17）における主な意見

NO	委員名	主な意見	対応方針・対応
1	久貝委員	区役所や区民センターでいろいろな行事を開催しているが、放出など交通の便が悪くてなかなか参加できない方がいることについて、どう考えているのか。	行事によっては大規模な会場が必要であり、区民センター等での開催とならざるを得ないが、地域に赴いて実施できる事業にも力を入れ、交通の便が悪い方でも参加できる機会の創出を図っていく。
2	猿渡 副部会長	子育てに関わる情報は区役所等に常設されているのか。また、区役所外ではどうなっているのか。	区役所の行政情報コーナーにちらし等を配架するとともに、子育て支援担当窓口では相談や質問に対応できる体制を整えている。 また、イオンモール鶴見緑地、JR 放出駅、地下鉄 3 駅で随時ポスター等の掲示を行い情報提供している。
3	田中委員	初めて来た人でもわかるように、3 階に「つるみっ子ルーム」の案内表示があればよい。	現在も案内表示はしているが、わかりにくいとのご指摘があったため、わかりやすい天井吊り案内板を設置する。
4	猿渡 副部会長	子育て支援室の相談対象は「18 歳未満」とのことだが、講演会等行事の内容が就学前に偏っているように思う。	就学児に対する講座等については教育担当が開催することが多いが、今年度は区政会議での意見を受け、子育て支援室においても乳幼児期だけでなく、学齢期の子どもの保護者を対象にした講演会等を開催するなど、他課、他機関とも連携を図りながら幅広く対応していきたい。

N0	委員名	主な意見	対応方針・対応
5	前川 部会長	今年の「愛 Love こどもフェスタ」は天気も良かったが参加が少なかった。開催日・時間など変える予定はあるのか。	「在宅保育をしている親子のつながりづくり」がきっかけで始まった行事であり、幼稚園や保育所に通っていない家庭が対象で平日に開催してきた。今年度参加者が少なかった原因も含め、例えば来ていない方に対して聞き取りをするなど、今後実行委員会で検証・検討していく。
6	山口委員	学校協議会の委員の選定に関して、PTA役員以外の保護者に対しての呼びかけが一切ない。広く保護者に対して手を挙げてもらうような仕組みが必要ではないか。	本市の条例・関係規則では、学校協議会の委員は「保護者、地域住民などのうちから、教育委員会が、当該学校の校長及び区長の意見を聴いて任命する」と規定されており、そのうち保護者については、「当該学校に在籍する幼児、児童又は生徒の保護者」と要件が定められており、当区においては、学校からPTA役員に依頼し、教育委員会から任命されている。 いただいたご意見については、各学校に伝えていく。
7	山口委員	吹田の事件に関して、学校園が休校になる可能性がある旨、夜遅くに学校から保護者あてにメールが送信されたらしいが、把握できなかった。今後の対応に活かすことを目的に、メールが確認できなかった人や、そもそもメール登録をしていない人の人数を把握するためのアンケートをとることも検討されたい。	教員の作業負荷を考慮し、アンケートではなく、学校への聞き取りを行った結果、学校へのメールの登録が無く連絡できない保護者が相当数（2～3割程度）いることを認識している。 そのため、緊急連絡はメールだけでなく学校のホームページへ掲載するとともに、教員が早朝より保護者からの電話問い合わせにも対応しており、今回も大きな混乱はなかった。 今後もメール登録の目的と必要性を保護者に理解いただき、メールの未登録者をできる限り減らせるよう学校に働きかけていく。

N0	委員名	主な意見	対応方針・対応
8	猿渡 副部長	「発達障がいサポーター」のニーズが高まっているようだが、事業予算を増やすことは可能か。	「発達障がいサポーター」事業に関して、学校からより多くの配置要望があるのは事実であり、予算増に向けて前向きに検討していきたいと考えている。
9	藤本委員	人権啓発推進セミナーやヒューマンシアターに参加したが、本当によかった。もっとたくさんの人に参加してもらえるような広報周知が必要である。	引き続きさまざまな機会を捉えて、より多くの人達にご参加いただけるよう広報周知に努めたい。
10	田中 (泰) 委員	広島の被爆ピアノを使って全国で演奏されている取り組みなどもある。音楽を通じた人権啓発に取り組んでもらいたい。	平成30年度のヒューマンシアターをはじめ音楽とコラボレーションした人権啓発については、よかったとの意見がたくさんあり好評であった。今後も音楽を通じたさまざまな取り組みを検討していきたい。

NO	委員名	主な意見	対応方針・対応
1 1	中田委員	平成 30 年度に、災害時に備えて井戸を掘ってはどうかとの提案をし、一旦検討するとの方針を示されたが、結果の報告がない。	井戸を管轄する環境局に確認したところ深さ 10 メートル程度の浅井戸であれば特段許可申請等は必要無いとのことであった。ただし飲料水としては使用できず生活用水に限定される。 先行して焼野小学校の校長・教頭に確認したところ、学校としては設置に関しては問題ないが、教育委員会の判断も必要であるとのことであった。 教育委員会からは、場所の提供は可能だが、設置後の管理は学校として管理はできないこと、学校設備の増改築等で井戸の移設が必要となった場合でも学校設備が優先であり、井戸の位置に配慮はできないこと、新たな井戸の掘削もできないこと、地盤沈下等が起こった場合の補償も開設者の責任となる等井戸の開設後の維持管理についても求められている。 他団体の状況、費用対効果、設置者などの課題整理を行うとともに必要性も精査し、地域と調整していく必要がある。